

議案第 36 号

米子市スポーツ推進審議会委員の任命について

米子市スポーツ推進審議会条例(平成17年7月25日条例第224号)第3条の規定により、米子市スポーツ推進審議会委員を次のとおり任命する。

令和3年7月15日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和3年8月1日から令和3年10月31日まで
- 2 委員の氏名、所属等

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	秋田 健一	米子市公民館連合会	新任

議案第 37 号

米子市歴史館運営委員会委員の委嘱について

米子市歴史館条例（平成 17 年米子市条例第 216 号）第 23 条第 3 項の規定により、米子市歴史館運営委員会委員を次のとおり委嘱する。

令和 3 年 7 月 15 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 3 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 委員の氏名等

区分	氏名	所属（職）	専門分野
学識経験のある者	岩佐 武彦	元高校教諭	地理学
	内田 浩文	中学校教諭	学校教育
	遠藤 美絵	会社役員	一般学識
	上村 一也	小学校教諭	一般学識
	長谷川 蔦代	前淀江歴史民俗資料館長	一般学識
	前田 宣子	むきぼんだやよい塾事務局長	一般学識
	南前 孝明	元高校教諭	中世史
	森井 由美子	NPO 法人保育サポータークローバーキッズ代表	一般学識
	安江 禎晃	粟島神社宮司	社会教育
	渡邊 健	米子工業高等専門学校教授	中世文学
	本池 優子	鳥取県立むきぼんだ史跡公園係長	一般学識
	荒木 菜見子	米子工業高等専門学校助教	建築史
高梨 佳江	米子観光まちづくり公社	一般学識	

議案第 38 号

米子市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

米子市教育支援委員会規則（平成 17 年米子市教育委員会規則第 30 号）第 3 条の規定より、米子市教育支援委員会委員を次のとおり委嘱及び任命する。

令和 3 年 7 月 15 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 3 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで
- 2 委嘱する委員の氏名、所属等

氏 名	所 属（職）	備 考
前垣 義弘	鳥取大学医学部脳神経小児科 教授	再 任
井上 雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科 教授	〃
矢間 敬章	鳥取大学医学部附属病院 頭頸部診療科 助教	〃
唐下 千寿	鳥取大学医学部附属病院 眼科 助教	〃
汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター 院長	〃
山口 美保子	米子児童相談所 判定課長	〃
倉立 恭裕	鳥取県立米子養護学校 副校長	〃
久保田 千尋	鳥取県立皆生養護学校 副校長	新 任
川田 時恵	鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校 教頭	〃

3 任命する委員の氏名、所属等

氏名	所属（職）	備考
福田 知浩	米子市日吉津村中学校組合立 箕蚊屋中学校 校長	新任
村田 誠	米子市立箕蚊屋小学校 校長	再任
豊 嶋 洋子	児童発達支援センターあかしや 園長	〃
山下 英	米子市立彦名小学校 教頭	〃
大塚 秀策	米子市立後藤ヶ丘中学校 副校長	〃
長谷川 恵子	米子市立弓ヶ浜小学校 教諭	〃
金田 美果	米子市立湊山中学校 教諭	〃
西村 健吾	米子市教育委員会事務局 学校教育課長	〃

議案第 39 号

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

米子市教育委員会事務局組織規則（平成17年米子市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職制） 第10条 [省略] 2 [省略] 3 必要に応じて、事務局に次長又は主査を、課に課長補佐、担当課長補佐（前項に規定するものを除く。）、係長、主任、主事その他の職員を置くことができる。</p> <p>（準用規定） 第13条 [省略] 2 <u>文書の取扱い及び米子市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和3年米子市条例第17号）の規定に基づき情報通信技術を利用する方法により行う手続等（同条例第2条第10号に規定する手続等をいう。）</u>については、市長の事務部局の例による。</p>	<p>（職制） 第10条 [省略] 2 [省略] 3 必要に応じて、事務局に次長又は主査を、課に課長補佐、担当課長補佐（前項に規定するものを除く。<u>以下「特命担当課長補佐」という。</u>）、係長、主任、主事その他の職員を置くことができる。</p> <p>（準用規定） 第13条 [省略] 2 <u>委員会の</u>文書の取扱いについては、市長の事務部局の例による。</p>
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

議案第39号 資料1

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(改正理由)

米子市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の規定に基づき情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続等を行うに当たり、当該手続等に関し必要な事項を定めるほか、所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 米子市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の規定に基づき情報通信技術を利用する方法により行う手続等については、市長の事務部局の例によることとする。(第13条関係)
- 2 不要な略称規定を削除することとする。(第10条関係)
- 3 この規則は、令和3年8月1日から施行することとする。

(関係法令)

米子市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例(令和3年米子市条例第17号)

令和3年7月15日公布・施行